

A. 税務・会計

1. 法人税

❖ 新型コロナウイルス感染症(Covid-19)の影響により、稼働しない資産に対する減価償却

2020年7月2日付、ハイフォン市税務局のオフィシャルレター・第1930/CT-TTHT号によると、Covid-19の影響により、生産停止期間における減価償却に対して控除される費用については、以下のようになります。

減価償却の原則についての2013年4月25日付、財務省発行の通達・第45/2013/TT-BTC号の第9条の案内に従い、一時的な活動停止をしなければならない場合を除き、企業は法人税の課税所得を確定する際にCovid-19で生産停止期間における固定資産の減価償却を計算することはできません。

❖ 新型コロナウイルス感染症(Covid-19)の影響により、労働許可証の発給をまだ受けていない外国人労働者の給与費用

2020年6月25日付、バックニン省税務局発行のオフィシャルレター・第2099/CT-TTHT号によると、新型コロナウイルス感染症(Covid-19)の影響により、労働許可証の発給をまだ受けていない外国人労働者の給与費用については、以下のようになります。

会社は、ベトナムに渡り規定により自己隔離期間終了後に労働する外国人労働者への給与支払いが発生する場合、2020年3月10日付政府の議決・第28/NQ-CP号に従い、労働許可証の発給をまだ受けていない外国人労働者に会社が支払った給与費用は、通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条を満たす場合、規定に従い法人税を計算する際に損金算入できます。

2. 個人所得税

❖ 労働者と2つの労働契約を同時に締結することに対する個人所得税の源泉徴収

2020年7月14日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第65283/CT-TTHT号によると、労働者と2種類の労働契約を同時に締結

することに対する個人所得税の源泉徴収については以下のようになります。

会社は居住者である労働者と2つの労働契約：3ヶ月以上の期限がある労働契約及びサービス委託契約を同時に締結する場合、契約の実行が法律に違反していなければ、会社は労働者に支払う前に、累進課税率により個人所得税の源泉徴収を実行します（上記に言及された2つの契約からの所得及び課税期間に発生する給与報酬からのその他の所得を含む）。

❖ 政府開発援助(ODA)プロジェクトを実現する専門家の所得に対する個人所得税

2020年6月10日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第2352/TCT-DNNCN号によると、政府開発援助(ODA)プロジェクトを実現する専門家の所得に対する個人所得税策については以下のようになります。

決定・第119/2009/QĐ-TTg号の規定に従って、政府開発援助(ODA)プロジェクトを実現する為、ベトナムに来る外国人専門家で、専門家が受け取ったプログラムからの所得の個人所得税は免税となります。

決定・第119/2009/QĐ-TTg号の第3条第5項の案内により、免税対象はベトナム国籍を持たない外国人だと理解されます。ベトナム国籍を持ち、外国で勤務している専門家が、政府開発援助(ODA)プロジェクトを実現する為、ベトナムに派遣される場合、個人所得税の免税対象となりません。

❖ 労働者が防災基金に寄付する金額に対する差し引き

2020年8月11日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第3275/TCT-DNNCN号によると、労働者が防災基金に寄付する金額の差し引きに対する個人所得税策については、以下のようになります。

労働者が2014年10月17日付、政府発行の政令・94/2014/NĐ-CP号に従って設立される防災

基金に寄付する場合、上記の言及された寄付金に対しては給与、報酬からの個人所得税の課税所得から差し引かれます。

3. 外国契約者税

❖ オンライン教育サービスに対する外国契約者税

2020年6月12日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第51237/CT-TTHT号によると、オンライン教育サービスに対する外国契約者税については、以下のようになります。

通達・第103/2014/TT-BTC号の第2条にある規定に従って、海外で実行する教育サービスは外国契約者税の課税対象となりません。しかし、海外でサービスを提供されているとしてもオンライン教育サービスであれば、外国契約者税の課税対象となります。

海外側がオンラインでの教育メソッド及び商品の譲渡から所得を得る場合、これは著作権の所得だと見なされます（税率10%の法人税の課税）。

海外側がオンラインでの教育プログラムに外国人講師である労働者のサービスを提供し所得が発生する場合、外国契約者税の課税対象となります（5%の付加価値税及び5%の法人税）。

4. インボイス

❖ 明細リスト付き電子領収書の発行

2020年8月11日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第74443/CT-TTHT号によると、明細リスト付き電子領収書の発行については、以下のようになります。

商品の販売、サービスの提供の際、売り手は顧客に電子領収書を発行する際には、商品、販売したサービスの目録を十分に作成し、原則保持しなければならない、電子領収書にまだ記載されていない情報も必要な際にはアクセス、利用する

ことができる必要があります。（2011年3月14日付、財務省発行の通達・第32/2011/TT-BTC号の第3条3項）

売り手は販売した商品、サービスの項目リストを十分に表示しない電子領収書を発行して、明細リストを別途添付することは電子領収書に関する規定に適合しません。

B. 労務

❖ ベトナムに勤務する外国人労働者への組合費の納付

2020年3月31日付、ホーチミン市労働連盟発行の案内書・第05/HD-LĐLĐ号によると、ベトナムに勤務する外国人労働者に対する組合費の納付に関するいくつかの内容については、以下のようになります。

- 雇用者は法律により強制社会保険の加入対象である外国人労働者への組合費を納付する責任を負います。
- 雇用者が負担しなければならない労働組合費：社会保険料算定の基準となる賃金の2%となります。
- 組合費の納付の開始時期：2018年12月1日以降、毎月定期で納付します。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、7 階、704 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。